

福島県ウエイトリフティング協会会則

平成9年4月5日議決

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、福島県ウエイトリフティング協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、福島県ウエイトリフティング競技界の総括機関となり、ウエイトリフティング競技の健全な発展と普及を図り、県民体位の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、県内各方部、各事業所、各高等学校及び中学校を代表する団体等をもって組織する。

2 本会に、加盟しようとする団体は、総会の承認を得なければならない。

3 加盟団体は、別に定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の発展と相互の連絡、融和を図ること。
- (2) 競技並びにウエイト・トレーニングの指導、奨励、調査及び研究をすること。
- (3) 財団法人福島県体育協会並びに社団法人日本ウエイトリフティング協会に加盟し、その事業に協力すること。
- (4) アマチュア精神を高揚し、選手権大会を開催すること。
- (5) 選手を強化し、競技会に参加すること。
- (6) 競技に関する県内諸行事の実施または援助すること。
- (7) 県内における国内競技会の運営を主管すること。
- (8) 県民体位の向上について、関係機関の諮問に応じ、あるいは、意見を述べること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第 2 章 役員

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 名以内
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 監 事 2 名
- (7) 常任顧問 若干名
- (8) 顧 問 若干名

(役員を選任)

第 6 条 会長及び副会長は、総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、常任理事会で推薦し、総会で選任する。
- 3 常任理事は、理事の互選により選任する。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 常任顧問及び顧問は、常任理事会の決定により、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、総会及び常任理事会の会務を掌握し、その施策運営にあたる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、常任理事会の会務を掌握し、その施策及び運営にあたる。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、仕事を満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 3 章 理事

(理事の選任及び任務)

第 9 条 理事は、総会で選任する。

- 2 加盟団体は、原則として、1名の理事を選任することができる。
- 3 理事は、総会の会務を掌握し、その施策及び運営に参加するとともに、予算、決算、の承認及び重要事項を議決する。

第 4 章 会議

(総会)

第 10 条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会の議長には、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、毎年1回定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、常任理事の3分の1以上の要求があったときは、臨時に召集することができる。
- 4 総会は、理事の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、書面で他の出席者に委任したものは出席とみなす。
- 5 総会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第 11 条 常任理事会は、常任顧問、顧問、会長、副会長、及び理事長、副理事長並びに常任理事で組織し、必要に応じて会長が召集する。

- 2 常任理事会の議長には、理事長がこれにあたる。
- 3 常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、書面での出席者に委任したものは出席とみなす。
- 4 常任理事会は、総会を開催する暇のない緊急案件について、総会に代わって審議することができる。
- 5 常任理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 会計

(経費)

第 1 2 条 本協会の経費は、次のものをもってあてる。

(1) 加盟団体の加盟金並びに負担金

(2) 登録料及び事業に伴う収入

(3) 公共団体の補助金

(4) 寄附金

(5) その他の収入

2 本会の資産及び会計は、理事長が管理する。

(会計年度)

第 1 3 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業会計及び予算編成)

第 1 4 条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度前に常任理事会で編成し、総会の議決を経なければならない。

(決算)

第 1 5 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後1か月以内に常任理事会が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 1 6 条 本会は、臨時に生ずる特別な事業について、特別会計を設けることができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 1 7 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第 7 章 補則

(会則の改廃)

第 1 8 条 本会則の改廃は、総会の議決によるものとする。

付則

(施行期日)

1 この会則は、平成9年4月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(規約の廃止)

2 福島県ウエイトリフティング協会規約（昭和36年12月28日改正）は廃止する。